



竜王町公告第 16 号

交流・文教ゾーン公園遊具設計設置工事について、公募型プロポーザル方式による業者の選定を行うもので、次のとおり公告する。

令和 8 年 6 月 5 日

竜王町長 西田 秀治



1 業務概要

(1) 工事名称 交流・文教ゾーン公園遊具設計設置工事

(2) 工事概要

ア 工事場所 滋賀県蒲生郡竜王町大字綾戸地先

イ 工事期間 議会の議決日から令和 9 年 3 月 24 日まで

ウ 工事内容 交流・文教ゾーンにおける公園の遊具設計設置工事 一式

※工事の詳細については、「交流・文教ゾーン公園遊具設計設置工事要求水準書」による。

2 プロポーザル実施スケジュール

内容	日程
公告（公募および質問受付開始）	令和 8 年 6 月 5 日（金）
質問書の提出期限	令和 8 年 6 月 17 日（水）午後 5 時まで
質問書の回答	令和 8 年 6 月 22 日（月）
参加申込書兼誓約書の提出期限	令和 8 年 6 月 29 日（月）午後 5 時まで
企画提案書等の提出期限	令和 8 年 7 月 13 日（月）午後 5 時まで
プレゼンテーション審査	令和 8 年 7 月下旬
審査結果の通知	令和 8 年 7 月下旬

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の項目を全て満たす者とする。なお、参加申込書兼誓約書等提出後においても、資格要件を満たさなくなった場合は、当該参加者の参加資格を取り消すこととする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 8 年度竜王町入札参加資格有資格者名簿に登録されている者であること。

(3) 平成 28 年 4 月 1 日以降に完了した、官公庁から発注した複合遊具の設計、製造および設置した実績を有するものであること。

(4) 本工事の公告の日から議会の議決日までの間において、竜王町建設工事等指名停止基

準（平成 17 年竜王町告示第 1 号）に基づく指名停止期間中でないこと。

- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく手続開始の申立てまたは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始申立てがなされている者等、経営状態が著しく不健全であると認められるものでないこと。
- (6) 自社または自社の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団、同条第 6 号に掲げる暴力団員およびそれらの利益となる活動を行っている者でないこと（落札者となった場合には、必要に応じて別に定める誓約書、役員名簿の提出および当該役員について警察当局に照会することについて、あらかじめ了知すること。）。
- (7) 竜王町暴力団排除条例（平成 23 年竜王町条例第 21 号）第 6 条に基づく入札への排除措置を受けていないこと。

4 担当課

竜王町中心核整備課

〒520-2592 滋賀県蒲生郡竜王町大字小口 3 番地

TEL : 0748-58-3717 FAX : 0748-58-5050

E-mail : chushin@town.ryuoh.shiga.jp